

昭和二十六年法律第百八十八号

国土調査法

目次

- 第一章 目的及び定義(第一条・第二条)
- 第二章 計画及び実施(第三条―第十条)
- 第三章 国土審議会等の調査審議等(第十一条―第十六条)
- 第四章 国土調査の成果等の取扱い(第十七条―第二十一条の二)
- 第五章 雑則(第二十二條―第三十四条の三)
- 第六章 罰則(第三十五條―第三十八條)

第一章 目的及び定義

(目的)  
**第一条** この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。  
 (定義)  
**第二条** この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。  
 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査  
 二 都道府県が行う基本調査

三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者(以下「土地改良区等」という。)が行う土地分類調査又は水調査で第五條第四項又は第六條第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五條第四項若しくは第六條第三項の規定による指定を受けたもの又は第六條の三第二項の規定により定められた事業計画に基づくもの  
 四 前項第一号及び第二号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量(このために必要な基準点の測量を含む。)並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

3 第一項第一号及び第三号の「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況、土性その他の土じよ、物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

4 第一項第一号及び第三号の「水調査」とは、治水及び利水に資する目的をもつて、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。  
 5 第一項第三号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。  
 6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。  
 7 第一項第一号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行う国の機関は、これらの国土調査の各々について政令で定める。

第二章 計画及び実施  
 (基礎計画及び作業規程の準則)  
**第三条** 国の機関が行う国土調査及び都道府県が行う基本調査の基礎計画は、国土交通省令で定める。  
 2 国土調査の作業規程の準則は、国土交通省令で定める。  
 (国の機関が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規程)  
**第四条** 国の機関が行う国土調査の実施計画は、前条第一項の基礎計画に基づいて、当該調査を行う国の機関が作成する。

2 前項の実施計画は、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得て定めなければならない。  
 3 第一項の国の機関が行う国土調査の作業規程は、前条第二項の作業規程の準則に基づいて、当該調査を行う国の機関が作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
 4 国の機関が第二條第一項第一号の国土調査を行う場合においては、当該調査が行われる都道府県におけるその実施の方法について、当該都道府県の意見を聞かなければならない。  
**第五条** 都道府県は、国土調査として基本調査を行うおとす場合においては、第三條第一項及び第二項の基礎計画及び作業規程の準則に基づいて、その実施に関する計画及び作業規程を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

2 都道府県は、基本調査の成果に基づいて、国土調査として第二條第一項第三号の調査(地籍調査で第六條の三第二項の規定により定められた事業計画に基づくものを除く。以下第六條第一項において同じ。)を行うおとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
 3 都道府県は、第三條第二項の作業規程の準則に基づいて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。  
 4 国土交通大臣は、前三項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。  
 5 国土交通大臣は、前項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。(市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定)  
**第六条** 市町村又は土地改良区等は、基本調査の成果に基づいて、国土調査として第二條第一項第三号の調査を行うおとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。  
 2 市町村又は土地改良区等は、第三條第二項の作業規程の準則に基づいて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規程を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。  
 3 都道府県知事は、前二項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規程を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規程の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該市町村又は土地改良区等がこれに同意したときはその計画若しくは作業規程に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。  
 4 都道府県知事は、前項の規定によつて当該国土調査の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣等(当該指定に係る調査が、市町村が行うものである場合にあつては国土交通大臣、土地改良区等が行うものである場合にあつては国土交通大臣及び土地改良区等)の意見を求めなければならない。  
 5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。  
**第六條の二** (地籍調査に関する特定計画)  
 国土交通大臣は、国土の総合開発に関する施策を策定し、又はこれが実施の円滑化を図るため特に速やかに地籍調査を行う必要があると認める地域について、政令で定めるところにより地籍調査に関する特定計画を定め、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。  
 2 国土交通大臣は、前項の特定計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、関係都道府県と協議しなければならない。  
**第六條の三** 都道府県は、前条第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基づき、政令で定めるところにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを国土交通大臣に報告しなければならない。  
 2 都道府県は、前項の都道府県計画に基づき、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。  
 3 都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。  
 4 国土交通大臣は、前項の同意をする場合においては、第九条の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内においてしなければならない。  
 5 第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところによりこれを公表するよう努めるとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。  
**第六條の四** 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行うものとする。  
 2 前項の場合においては、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する

る計画及び第三条第二項の作業規程の準則に基  
づく作業規程を作成して、都道府県にあつては  
国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等に  
あつては都道府県知事に届け出なければなら  
ない。

（国土調査の実施の告示）

第七条 国土調査を行う者は、当該国土調査の開  
始前に、政令で定めるところにより、公示しな  
ければならない。

（国土調査の実施の勧告）

第八条 都道府県が土地改良事業その他の政令で  
定める事業を行う場合又はこれらの事業が道若  
しくは二以上の都府県の区域にわたつて行われ  
る場合においては、当該事業を所管する大臣  
（以下「事業所管大臣」という。）は、当該事業  
を行う者に対し、国土調査を併せ行うことを勧  
告することができる。

2 第五条の規定は、前項の事業を行う者が同項  
の勧告に基いて国土調査を併せ行う場合に準用  
する。この場合において、同条中「都道府県」  
とあるのは「土地改良事業その他の政令で定め  
る事業を行う者」と、「国土交通大臣」とある  
のは「事業所管大臣」と読み替えるものとす  
る。

3 事業所管大臣は、前項において準用する第五  
条第四項の規定による指定又は勧告若しくは助  
言をする場合においては、あらかじめ、国土交  
通大臣の承認を得なければならない。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内にお  
いて国の機関及び都道府県以外の者が第一項の  
事業を行う場合においては、当該事業を行う者  
に対し、国土調査をあわせ行うことを勧告する  
ことができる。

5 第六条の規定は、前項の事業を行う者が同項  
の勧告に基いて国土調査を併せ行う場合に準  
用する。この場合において、同条第四項中「国  
土交通大臣等（当該指定に係る調査が、市町村  
が行うものである場合にあつては国土交通大  
臣、土地改良区等が行うものである場合にあつ  
ては国土交通大臣及び土地改良区等を所管する  
大臣をいう。以下同じ）」とあるのは、「国土  
交通大臣及び事業所管大臣」と読み替えるもの  
とする。

（補助金の交付）

第九条 国は、次の各号のいずれかに該当する場  
合においては、当該調査を行う者又は当該調査  
を行う者に対して補助金を交付する都道府県に

対し、政令で定めるところにより、予算の範囲  
内において補助金を交付することができる。  
一 第五条第四項の規定により当該都道府県の  
届出に係る計画及び作業規程に変更を加えた  
国土調査の指定があつた場合

二 第六条第三項の規定により当該市町村又は  
土地改良区等の届出に係る計画及び作業規程  
に同条第四項の規定による請求があつた場合  
において国土交通大臣等がした勧告又は助言  
に基づく変更を加えた国土調査の指定があつ  
た場合

三 前条第一項に規定する者が同項の勧告に基  
き、且つ、同条第二項において準用する第五  
条第四項の規定による指定によつて国土調査  
をあわせ行う場合

四 前条第四項に規定する者が同項の規定によ  
る勧告に基づき、かつ、同条第五項において  
準用する第六条第四項の規定による請求があ  
つた場合において国土交通大臣及び事業所管  
大臣がした勧告又は助言に基づく指定によつ  
て国土調査を併せ行う場合  
（経費の負担）

第九条の二 都道府県は、政令で定めるところに  
より、第六条の四の規定により市町村が行う地  
籍調査に要する経費の四分の三又は土地改良区  
等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負  
担する。

2 国は、政令で定めるところにより、第六条の  
四の規定により都道府県が行う地籍調査に要す  
る経費の二分の一又は前項の規定により市町村  
が行う地籍調査について都道府県が負担する経  
費の三分の二若しくは土地改良区等が行う地籍  
調査について都道府県が負担する経費の十分の  
八を負担する。

3 前項の規定により国が負担する経費は、第六  
条の三第三項の同意に係る金額を限度とするも  
のとする。

（国土調査の実施の委託）

第十条 国の機関、都道府県又は市町村は、国土  
調査を行うおとする場合においては、国の機関  
にあつては都道府県又は道若しくは二以上の都  
府県の区域にわたつて基本調査、土地分類調査  
又は水調査に類する調査を行う者に、都道府県  
にあつては市町村又は土地改良区等に、市町村  
にあつては土地改良区等に、それぞれ当該国土  
調査の実施を委託することができる。  
2 前項に規定するもののほか、都道府県又は市  
町村は、国土調査を適正かつ確実に実施するこ

とができると認められる者として国土交通省令  
で定める要件に該当する法人に、その行う国土  
調査（同項の規定によりその実施を委託された  
ものを含む。）の実施を委託することができる。  
第三章 国土審議会等の調査審議等

第十一章 削除

（国土審議会の調査審議等）

第十二条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に  
応じ、国土調査に関する重要事項について調査  
審議する。

2 国土審議会は、必要に応じて、国土調査に関  
し、国土交通大臣に勧告し、及び国土交通大臣  
を通じて関係各行政機関の長に意見を申し出る  
ことができる。

第十三条及び第十四条 削除

（審議会等の調査審議）

第十五条 都道府県知事は、その管轄区域内にお  
いて国土調査が実施される場合においては、国  
土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）  
第三十八条第一項に規定する審議会等に対し、  
当該国土調査に関する重要事項について調査審  
議を求めることができる。

第十六条 削除

第四章 国土調査の成果等の取扱い

（地図及び簿冊の閲覧）

第十七条 国土調査を行った者は、第二条第二項  
若しくは第五項に規定する調査及び測量又は同  
条第三項若しくは第四項に規定する調査の結果  
に基づいて地図及び簿冊を作成した場合におい  
ては、遅滞なく、その旨を公告し、当該国土調  
査を行った者の事務所（地籍調査にあつては、  
当該地籍調査が行われた市町村の事務所）にお  
いて、その公告の日から二十日間当該地図及び  
簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定により一般の閲覧に供された地図  
及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は政令  
で定める限度以上の誤差があることを認める者は、  
同項の期間内に、当該国土調査を行った者に対  
して、その旨を申し出ることができる。

3 前項の規定による申出があつた場合において  
は、当該国土調査を行った者は、その申出に係  
る事実があると認めるときは、遅滞なく、当該  
地図及び簿冊を修正しなければならない。  
（地図及び簿冊の送付）

第十八条 前条第一項の規定により閲覧に供され  
た地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に同  
条第二項の規定による申出がない場合、同項の

規定による申出があつた場合においてその申出  
に係る事実がないと認められた場合又は同条第三項  
の規定により修正を行った場合においては、当  
該地図及び簿冊に係る国土調査を行った者は、  
それぞれ、国の機関及び第五条第四項の規定に  
よる指定を受け又は第六条の三第二項の規定に  
より定められた事業計画に基づいて国土調査を  
行う都道府県にあつては国土交通大臣に、第八  
条第一項の勧告に基づいて国土調査を行う者に  
あつては事業所管大臣に、その他の者にあつて  
は都道府県知事に、遅滞なく、その地図及び簿  
冊を送付しなければならない。

（国土調査の成果の認証）

第十九条 国土調査を行った者は、前条の規定に  
より送付した地図及び簿冊（以下「国土調査の  
成果」という。）について、それぞれ、国の機  
関及び第五条第四項の規定による指定を受け又  
は第六条の三第二項の規定により定められた事  
業計画に基づいて国土調査を行う都道府県にあ  
つては国土交通大臣に、第八条第一項の勧告に  
基づいて国土調査を行う者にあつては事業所管  
大臣に、その他の者にあつては都道府県知事  
に、政令で定める手続により、その認証を請求  
することができる。

2 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知  
事は、前項の規定による請求を受けた場合にお  
いては、当該請求に係る国土調査の成果の審査  
の結果に基づいて、その国土調査の成果に測量  
若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以  
上の誤差がある場合を除くほか、その国土調査  
の成果を認証しなければならない。

3 事業所管大臣又は都道府県知事は、前項の規  
定により国土調査の成果を認証する場合におい  
ては、政令で定める手続により、あらかじめ、  
それぞれ国土交通大臣又は国土交通大臣等の承  
認を得なければならない。

4 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知  
事は、第二項の規定により国土調査の成果を認  
証した場合においては、遅滞なく、その旨を公  
告しなければならない。

5 国土調査以外の測量及び調査を行った者が当  
該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊  
について政令で定める手続により国土調査の成  
果としての認証を申請した場合においては、国  
土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図  
及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国  
土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有

すると認めるときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があつたものと指定することができる。

6 国土調査を行う者は、国土調査の効率的な実施に資するため必要があると認めるときは、前項の規定による申請を当該測量及び調査を行った者に代わつて行うことができる。この場合において、あらかじめ、当該測量及び調査を行った者の同意を得なければならない。

7 事業所管大臣は、第五項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

8 国土交通大臣又は事業所管大臣は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。

(国土調査の成果の写しの送付等)

第二十条 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、前条第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合又は同条第五項の規定により指定をした場合においては、地籍調査にあつては当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、その他の国土調査にあつては政令で定める台帳を備える者に、それぞれ当該国土調査の成果の写しを送付しなければならない。

2 登記所又は前項の台帳を備える者は、政令で定めるところにより、同項の規定により送付された国土調査の成果の写しに基づいて、土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記をし、又は同項の台帳の記載を改めなければならない。

3 前項の場合において、地籍調査が第三十二条の規定により行われたときは、登記所は、その国土調査の成果の写しに基づいて分筆又は合筆の登記をしなければならない。

(国土調査の成果の保管)

第二十一条 国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事は、第十九条第二項の規定により国土調査の成果を認証した場合においては、その国土調査の成果の写しを、それぞれ当該都道府県知事又は市町村長に、送付しなければならない。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により送付された国土調査の成果の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならない。

(街区境界調査成果に係る特例)

第二十一条の二 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受け、又は第六条の三

第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等は、当該地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、一の街区(住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条第一号に規定する街区をいう。以下この項において同じ。)内にその全部又は一部が所在する一筆又は二筆以上の土地(当該街区外にその全部が所在する土地(以下この項において「街区外土地」という。)に隣接する土地に限る。)について、その所有者及び地番の調査並びに当該一筆又は二筆以上の土地と街区外土地との境界に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成することができる。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、政令で定める。

3 地方公共団体又は土地改良区等は、第一項の規定に基づき地図及び簿冊を作成したときは、遅滞なく、その旨を公告し、同項の調査及び測量が行われた市町村の事務所において、その公告の日から二十日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、前項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について準用する。

5 地方公共団体又は土地改良区等は、前項において準用する第十八条の規定により送付した地図及び簿冊(以下「街区境界調査成果」という。)について、都道府県にあっては国土交通大臣に、その他の者にあっては都道府県知事に、政令で定める手続により、その認証を請求することができる。

6 第十九条第二項から第四項までの規定は、前項の認証の請求があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替へるものとする。

7 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第十九条第二項の規定により街区境界調査成果を認証した土地においては、当該街区境界調査成果に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に、当該街区境界調査成果の写しを送付しなければならない。

8 登記所は、政令で定めるところにより、前項の規定により送付された街区境界調査成果の写しに基づいて、表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。)又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならない。

9 前条の規定は、第六項において準用する第十九条第二項の規定により街区境界調査成果が認証された場合について準用する。この場合において、前条中「国土調査の成果」とあるのは、「街区境界調査成果」と読み替へるものとする。

10 都道府県知事又は市町村長は、前項において準用する前条第一項の規定により街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合には、地籍調査以外の測量及び調査において街区境界調査成果に係る情報の活用が図られるよう、当該情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 雑則

(国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣、事業所管大臣及び都道府県知事が行う報告の請求及び勧告)

第二十二条 国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣は、国土調査を実施する者に対し、随時、当該国土調査の実施に関し、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、国の機関及び都道府県以外の国土調査を実施する者に対し、随時、当該国土調査の実施に関し、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

第二十三条の二 国土交通大臣、土地改良区等を所管する大臣又は事業所管大臣は、国土調査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国土調査に従事する測量業を営む者に対し、当該国土調査の実施の状況につき、必要な報告を求め、必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、国土調査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国の機関及び都道府県以外の者が実施する国土調査に従事する測量業を営む者に対し、当該国土調査の実施の状況につき、必要な報告を求め、必要な報告を求めることができる。

3 国土調査を実施する者(第十条第二項の規定により国土調査の実施を委託された法人が国土調査を実施する場合にあつては、その実施を委託した都道府県又は市町村。第二十六条第一項を除き、以下同じ。)は、当該国土調査の実施のために必要がある場合においては、その調査事項について、国土調査と関係がある測量又は調査を行う人又は法人に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、第十五条に規定する事務を行うために必要があると認められる場合においては、当該都道府県の区域内における市町村その他の者で国土調査と関係がある測量又は調査を行うものに対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

23 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人に対し、当該国土調査の実施に必要な事項に

するその権限の行使について必要があると認められる場合においては、国土調査と関係がある測量又は調査を行う者に対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

23 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人に対し、当該国土調査の実施に必要な事項に

するその権限の行使について必要があると認められる場合においては、国土調査と関係がある測量又は調査を行う者に対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

23 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人に対し、当該国土調査の実施に必要な事項に

するその権限の行使について必要があると認められる場合においては、国土調査と関係がある測量又は調査を行う者に対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

23 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人に対し、当該国土調査の実施に必要な事項に

するその権限の行使について必要があると認められる場合においては、国土調査と関係がある測量又は調査を行う者に対し、報告及び資料の提出を求めることができる。

関する報告又は資料の提出を求めることができる。  
(立入り)

第二十四条 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要がある場合においては、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又は垣、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入らせられる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならぬ。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書を持参し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(立会又は出頭)

第二十五条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人を現地に立ち会わせることができる。

2 国土調査を実施する国の機関又は地方公共団体は、その実施のために必要がある場合においては、当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、当該国土調査に係る土地の所在する市町村内の事務所への出頭を求めることができる。  
(障害物の除去)

第二十六条 国土調査を実施する者は、その実施のためにやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又は垣、さくその他これらに類するものを伐除させることができる。

2 国土調査を実施する者は、山林、原野又はこれらに類する土地で当該国土調査を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物又は垣、さくその他これらに類するものの現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該国土調査に従事する者にこれらを伐除させることができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地の使用の一時制限又は土地等の一時使用)

第二十七条 国土調査を実施する者は、第二十八条の規定による試験材料の採取収集及び第三十条の規定による標識等の設置のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、土地(宅地を除く。)の使用を一時制限し、又は土地(宅地を除く。)、工作物若しくは樹木を一時使用することができる。

(試験材料の採取収集)

第二十八条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、あらかじめ占有者に通知して、当該国土調査が行われる土地にある土じょう、砂れき、水又は草木を試験材料として採取収集することができる。

(損失補償)

第二十九条 第二十六条第一項又は第二項の規定により植物若しくは垣、さくその他これらに類するものを伐除させ、又は第二十七条の規定により土地の使用を一時制限し、若しくは土地等を一時使用したために損失を生じた場合においては、これらの規定により伐除させ、又は一時制限し、若しくは一時使用した者は、その損失を受けた者に対して、相当の価額により、その損失を補償しなければならない。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。  
(標識等の設置及び移転)

第三十条 国土調査を実施する者は、その実施のために必要な標識又は調査設備(以下「標識等」という。)を設置することができる。

2 国土調査を実施する者は、前項の規定により標識等を設置した場合においては、遅滞なく、当該標識等の所在地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

3 標識等の敷地又はその附近で、標識等のき損その他その効用を害する虞がある行為をし、理由を詳記した書面をもつてその標識等の移転を請求することができる。

4 前項の請求に理由があると認める場合においては、当該標識等を設置した者は、これを移転しなければならない。この場合において、その移転に要する費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。  
(標識等の保全)

第三十一条 何人も移転、き損その他の行為により、標識等の効用を害してはならない。

2 前条第二項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合においては、遅滞なく、その旨を当該標識等を設置した者に通知するよう努めなければならない。  
(所有者等関係情報の利用及び提供)

第三十一条の二 都道府県知事又は市町村長は、国土調査の実施に必要な限度で、その保有する当該国土調査に係る土地の所有者その他の利害関係人の氏名又は名称、住所その他の所有者その他の利害関係人に関する情報(次項及び第三項において「所有者等関係情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、当該国土調査に係る土地の所有者等関係情報の提供を求めることができる。

3 前項の求めを受けた者は、国の機関及び地方公共団体以外の者に対し所有者等関係情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等関係情報を提供することについて第一項に規定する所有者その他の利害関係人の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。  
(分割又は合併があつたものとして行う地籍調査)

第三十二条 地方公共団体(第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人)又は土地改良区等は、第五条第四項若しくは第六条第三項の規定により指定された事業計画に基づいて地籍調査を行うために土地の分割又は合併があつたものとして調査を行う必要がある場合においては、当該土地の所有者がこれに同意するときは、分割又は合併があつたものとして調査を行うことができる。

(代位登記)

第三十二条の二 地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合併があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、当該土地の登記簿の表題部に所有者として記録された者若しくは所有権の登記名義人又はその相続人に代わり土地の表題部若しくは所有

権の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記又は所有権の保存若しくは相続による移転の登記を申請することができる。

2 前項の登記の手續に關し必要な事項は、政令で定める。  
(地籍調査を行う地方公共団体等による登記簿の附属書類等の閲覧請求の特例)

第三十二条の三 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等は、不動産登記法第百二十一条第三項の規定にかかわらず、登記官に対し、手数料を納付して、当該地籍調査に係る土地に関する同項の登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

2 前項に規定する地方公共団体又は土地改良区等は、不動産登記法第百四十九条第二項ただし書の規定にかかわらず、その行う地籍調査に係る土地に関する同項の筆界特定手続記録の閲覧を請求することができる。  
(特別地方公共団体に関する規定)

第三十三条 この法律中市町村又は市町村長に關する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

2 この法律中「町村又は町村長に關する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に關する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。  
(測量法との関係)

第三十四条 国土調査を行うために実施する測量については、この章に特別の定がある場合を除く外、測量法の規定の適用があるものとする。  
(権限の委任)

第三十四条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。  
(事務の区分)

第三十四条の三 第十九条第二項から第四項まで(第二十一条の二第六項において準用する場合を含む)、第二十条第一項及び第二十一条の二第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条の二 地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合併があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、当該土地の登記簿の表題部に所有者として記録された者若しくは所有権の登記名義人又はその相続人に代わり土地の表題部若しくは所有

第六章 罰則

第三十五条 第三十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 国土調査の成果をして真実に反するものたらしめる行為をした者
二 国土調査に従事する者又はこれに従事した者で、国土調査の実施の際に知った他人の秘密に属する事項を他に漏らし、又は盗用した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 国土調査の実施を妨げた者
二 第二十二條の二、第二十三條又は第二十三條の五の規定により報告又は資料の提出を求められた場合において、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

第二十四条の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第二十五条第一項の規定による立会い又は同条第二項の規定による出頭を拒んだ者

第二十七条の規定による土地の使用の一時制限に違反し、又は土地、工作物若しくは樹木の一時使用を拒み、若しくは妨げた者

第二十八条の規定による試験材料の採取収集を拒み、又は妨げた者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をした場合において、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 都道府県又は市町村が行う地籍調査に要する経費の負担についての第九條の二の規定の昭和六十年度における適用については、同条第一項中「六分の五」とあるのは「十分の八」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の」

六」と、「十分の八」とあるのは「四分の三」とする。

3 都道府県又は市町村が行う地籍調査に要する経費の負担についての第九條の二の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同条第一項中「六分の五」とあるのは「四十分の三十一」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「二十分の十一」と、「十分の八」とあるのは「三十一分の二十二」とする。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二八四号) 抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年七月一日法律第五九号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月二二日法律第一四八号)
この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海産物調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附則 (昭和三十三年五月二〇日法律第一一三号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。(経過規定)

2 この法律の施行前において改正前の国土調査法第二十条第二項の規定により土地台帳の記載を改めた場合における改正後の同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

附則 (昭和三十三年三月三十一日法律第一四号) 抄
(昭和三十三年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年六月一日法律第一〇六号) 抄
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四三年六月一〇日法律第九四号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四九年六月二五日法律第九二号) 抄
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五三年五月二三日法律第五四号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度のの特例に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

1 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度のの特例に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

1 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度のの特例に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年度のの特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度のの特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度のの特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下



（不服申立てに関する経過措置）  
第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
（手数料に関する経過措置）  
第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）  
第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
（検討）  
第二十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。  
第二十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年七月一六日法律第一〇二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
（別に定める経過措置）  
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。  
附則（平成二十二年二月二二日法律第一六〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
附則（平成二六年六月一八日法律第一二四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。  
附則（平成二二年三月三一日法律第二一〇号）抄  
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二号中国土調査法第三十五条から第三十七条までの改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
附則（平成二三年五月二日法律第三五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）  
第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）  
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
附則（令和二年三月三一日法律第二二二号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第三条中国土調査法第二十三条の三の次に二条を加える改正規定（同法第二十三条の五に係る部分に限る。）、同法第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第三十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三十七條第二号の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日  
三 第三条中国土調査法の目次の改正規定（「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改める部分を除く。）、同法第四章の章名の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十九条の見出しの改正規定、同法第一項及び第二項の改正規定、同法第二十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第四章中第二十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十四条の二を改め、同法第五章中同条を第三十四条の三とする改正規定（同法第三十四条の二を改める部分に限る。）、第四条の規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
（国土調査法の一部改正に伴う経過措置）  
2 前項第二号に掲げる規定の施行の日から同項第三号に掲げる規定の施行の前日までの間における同法第三号の規定による改正後の国土調査法第三十二条の三第一項の規定の適用については、同項中「不動産登記法」とあるのは、「不

動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）」とする。  
附則（令和三年四月二八日法律第二四二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第三百一十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日  
（その他の経過措置の政令等への委任）  
第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附則（令和三年五月一九日法律第三七三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。））並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日  
二 から六まで 略  
七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二條、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三

十 第二十二條、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三

十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「（条例を含む）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日